

## 日産サステナビリティデューディリジェンス基準

本基準は、EU バッテリー規制およびその他のサステナビリティ関連法規等における「方針」に相当する。

### 第 1 章：総則

#### 第 1 条（背景および目的）

##### 〈背景〉

日産自動車株式会社と外国企業を含むすべての連結子会社（以下、「日産」）は、企業責任を果たし、われわれのミッションを実践するとともに、事業活動を遂行し、環境保全と回復および人権尊重を推進することにより、「人々の生活を豊かに。イノベーションをドライブし続ける。」というコーポレートパーパスの実現を目指しています。

日産の姿勢は、[環境方針](#)および「[日産人権方針](#)」他、日産のサステナビリティ関連方針・基準・ガイドライン等にも明記されています。

日産は、サステナビリティを事業の中核に位置付けています。そして、よりグリーンで安全、インクルーシブな世界の実現を目指して商品、技術、サービスを開発し、お客様に提供しています。サステナビリティは、当社の商品ライフサイクル全体における最優先事項です。日産は、サステナビリティ戦略を加速するために、ニッサン・グリーンプログラム 2030 およびニッサン・ソーシャルプログラム 2030 を導入しています。これらのプログラムは、当社の[経営計画](#)の基盤を形成し、長期的な企業ビジョンの実現に貢献します。また、日産は、環境および人権を含むマテリアリティを評価し、優先順位を設定します。特定された各項目を事業活動に組み込み、ステークホルダーとの協働の機会を拡大するとともに、責任あるバリューチェーンの構築・維持など、コーポレートパーパスを体現する強固な取り組みを推進していきます。

##### 〈目的〉

本基準の目的は、以下の 2 点です。

(i) 環境や人権等のサステナビリティ側面への影響に対する、日産のデューディリジェンス（以下「デューディリジェンス」という）の概念および手順を明確にすること。

(ii) 日産社内の各組織およびビジネスパートナーの役割と責任を特定すること。

本基準はまた、日産の事業活動および商品がもたらす潜在的な環境影響を、自然が吸収可能な水準以内に管理し、自然資本の豊かさを将来世代へ引き継ぐために、バリューチェーンにおけるデューディリジェンスの原則を定めています。

本基準は、日産が事業を展開する各国・地域の現地法と国際基準を尊重し、特に第 6 章に記載された基準を重視し、日産はこれらの基準に沿って、デューディリジェンスを実施します。現地の法令と国際基準との間に矛盾がある場合には、可能な限り国際基準を尊重する方法を追求します。

#### 第 2 条（コミットメント）

日産は、サプライチェーンを含むアップストリームおよびダウnstリーム<sup>1</sup>のビジネスパートナー等のあらゆる段階において、環境的、社会的、倫理的に配慮した企業活動を実践することを約束します。日産は、自

社のサプライチェーンを含むアップストリームおよびダウンストリームのビジネスパートナー全体に対してデューデリジェンスを実施し、環境および人権に対する悪影響を特定し、停止、防止、または軽減することに努めます。実際に生じた悪影響を完全に排除できない場合、または対策を講じてもその深刻度を十分に軽減できない場合には、最終手段として、日産との契約を一時停止または解除することがあります。日産は、「世界人権宣言（UDHR）」に加え、「市民的及び政治的権利に関する国際規約（ICCPR）」、「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（ICESCR）」、および「国際労働機関（ILO）の労働における基本的原則及び権利に関する宣言」に基づくすべての人権を尊重することを約束します。さらに、日産は、関連する国際的な人権および環境基準、ならびに社会的に脆弱な立場にある人々の権利も考慮します。

### **第3条（適用範囲）**

本基準は、日産自動車株式会社と外国企業を含むすべての連結子会社（日産）に適用されます。また、日産のバリューチェーンに属するビジネスパートナーにも、本基準に沿った対応を求めます。日産は、本基準の目的を達成するため、関係するステークホルダーと連携し、協力して取り組むことを約束します。

## **第2章：デューデリジェンスにおける役割および責任**

関係者は、デューデリジェンスの実施およびその後の措置において、それぞれ以下の役割と責任を担い、悪影響を特定し、停止、防止、または軽減することに努めます。

### **〈トップマネジメント層〉**

トップマネジメント層は、本基準ならびに関連する方針等を監督し、デューデリジェンスに関する報告を、少なくとも年に一度受領し、承認します。

### **〈サステナビリティ委員会〉**

サステナビリティ委員会は本基準ならびに関連する方針等、および環境、人権に関する活動報告を受領・承認します。

### **〈サステナビリティ推進部〉**

サステナビリティ推進部は、人事、購買、研究開発、生産などの関連部門やリージョンと連携し、デューデリジェンス計画の策定および実施を支援・主導します。本部門は、本基準ならびに関連する方針等、およびそれらに基づくデューデリジェンスの結果をトップマネジメント層へ報告するとともに、重大なリスクが特定された場合はコーポレートリスクマネジメント委員会へ報告を行います。

### **〈関連部門/リージョン〉**

各関連部門および/またはリージョンは、本基準に沿って、デューデリジェンス活動のプロセス、手法、および目標を設計・実行し、維持します。また、各部門および/またはリージョンはデューデリジェンス計画および進捗状況をトップマネジメント層へ報告する責任を負います。さらに、関連部門および/またはリージョンはサステナビリティ推進部および日産のサプライチェーンを含むアップストリームおよびダウンストリームのビジネスパートナー等と連携し、ビジネスパートナーが本基準に沿った活動を実施できるよう支援します。

### 第3章：デューディリジェンスの対象範囲

#### 第1条（対象となるリスク）

デューディリジェンスの対象となるリスクは、「[責任ある原材料調達への対応方針](#)」に定められた原材料調達を起点とした日産のバリューチェーンにおける、環境、人権などに悪影響を及ぼす可能性のあるものを指します。具体的には、以下に示すリスクを含みますが、これらに限定されるものではありません。本リスクは、最新のリスク動向、事業の重要な変化、関連する法規制を考慮し、必要に応じて更新されます。

##### 〈環境関連リスク〉

- (i) 大気：温室効果ガス排出などの大気汚染
- (ii) 水：海底および海洋環境を含む水質汚染、水利用、水量（洪水や干ばつ）、および水へのアクセス
- (iii) 土壌：土壌汚染、土壌侵食、土地利用、土地劣化
- (iv) 生物多様性：生息地、野生動植物、植物相および生態系（生態系サービスを含む）への影響
- (v) 有害物質
- (vi) 騒音および振動
- (vii) 工場の安全性
- (viii) エネルギー使用
- (ix) 廃棄物および残留物

##### 〈人権関連リスク〉

- (i) 労働安全衛生
- (ii) 児童労働
- (iii) 強制労働
- (iv) 差別
- (v) 結社の自由（労働組合の自由）および団体交渉権
- (vi) 報酬および労働時間

##### 〈環境・人権関連リスク〉

- (i) 地域社会の生活（先住民族の生活を含む）

#### 第2条（デューディリジェンスの対象者）

日産および日産のサプライチェーンを含むアップストリームおよびダウンストリームのビジネスパートナー等は、デューディリジェンスの対象となります。

日産の連結子会社とは、経営、事業運営、財務意思決定に関与する企業を指します。ビジネスパートナーとは、以下のいずれかに該当する者を指します：(i) アップストリームのビジネスパートナー：商品の生産またはサービスの提供に関連するビジネスパートナー。(ii) ダウンストリームのビジネスパートナー：商品の流通、輸送、保管を行い、日産のためにまたは日産を代理して活動するビジネスパートナー。なお、商品の廃棄プロセスはサプライチェーンを含むビジネスパートナーの範囲に含まれていません。

#### **第4章：デューディリジェンスのプロセス**

日産は、環境および人権等のサステナビリティ側面に対するデューディリジェンスを効果的に実施するため、リスクベースのアプローチを採用し、以下の4つのステップからプロセスを構築します。

##### **第1条（リスク評価および分析）**

日産は、サプライチェーンを含むアップストリームおよびダウストリームのビジネスパートナー等の各主体において悪影響を引き起こすリスクを特定するため、リスク評価を実施します。この際、統制上の脆弱性および地理的要因、商品、事業特性などに起因する固有リスクを考慮します。

固有リスクについては、深刻度および発生可能性に基づいて評価・優先順位付けを行います。さらに、関連する法規制に基づき、必要な場合にはサプライチェーンを含むアップストリームおよびダウストリームの取引先等のトレーサビリティシステムを維持します。

また、リスク評価は、日産または第三者機関によって実施される場合があります。実施主体にかかわらず、ビジネスパートナーは、日産の取引プロセスの一環として、要請に応じて評価に参加するものとします。

評価の結果に基づき、日産はリスク分析を実施し、優先順位を設定するとともに、リスクの防止や軽減などの是正措置を要するリスクや特定された悪影響に対して適切に対応します。

##### **第2条（リスクの防止および軽減）**

日産は、環境および人権等のサステナビリティ側面に対する悪影響を及ぼすリスクを防止するため、本基準の理解と実践を促進することを目的として、経営陣および従業員に対する情報共有、教育、啓発活動を実施します。これには、日産のサプライチェーンを含むアップストリームおよびダウストリームのビジネスパートナー等も含まれます。

日産は、ビジネスパートナーに対し、環境、人権、労働に関する企業の社会的責任をサプライチェーン全体で積極的に推進することを求めます。また、個別の契約や「[日産取引先サステナビリティガイドライン](#)」を含む各種ガイドラインのいずれか、もしくは両者に、環境、人権、労働に関する具体的な条件を盛り込むことがあります。日産は、自社が引き起こした、または関与した、あるいは直接的に関連する環境および/または人権への実際の悪影響または潜在的な悪影響に対し、適切な是正措置を講じます。そのため、日産は、悪影響を適切な期間内に終息させるための是正措置計画を策定・実施します。

日産は、各ビジネスパートナーが当社の要求事項を遵守しているかどうかを継続的に監視します。遵守状況にギャップが特定された場合、日産はビジネスパートナーと協力し、是正措置を実施します。さらに、日産のビジネスパートナーが、当社の事業に関連する社会的および/または環境的リスクを引き起こした場合、日産はリスクの深刻度およびビジネスパートナーとの関係性を考慮した上で、是正措置を講じ、協力を要請します。

##### **第3条（リスクの監視）**

是正措置は、関係するステークホルダーとの協議のもとで見直し・実施され、その有効性を年に一度、または日産で定めるもしくは関連法規で求められる頻度に則り評価します。

また、特定されたリスクが適切に軽減されていない場合、日産はビジネスパートナーと協力し、追加の是正措置を講じます。

#### **第4条（苦情処理メカニズム）**

日産は、社内外において相談および報告が可能な体制と仕組みを設置・維持し、日産の経営陣および従業員、ビジネスパートナー、その他の影響を受ける自然人・法人およびその正当な代表者が、匿名でアクセスできるようにします。

また、相談や報告を行ったことを理由に、不利益な扱いを受けることはないことを保証し、報告者および報告対象者に対するいかなる報復も容認しません。

### **第5章：文書管理および情報開示**

#### **第1条（デューデリジェンスに関する文書管理）**

日産は、関連する法令、規制、および社内規則に従い、デューデリジェンスに関するすべての記録を所定の期間保存します。

#### **第2条（情報開示）**

日産は、デューデリジェンス活動に関する情報を年次報告書において開示します。

#### **第3条（第三者検証）**

日産は、関連する法令および規制で求められる場合、適切な手続きを通じて本基準ならびに関連する方針等、およびそれらに基づくデューデリジェンスの結果について第三者検証を受けます。

#### **第4条（基準の改訂）**

本基準は、原則として3年、ただし関連法規で求められる場合にはその頻度に則り更新します。また、重大な変更が発生した場合は、速やかに更新します。また、潜在的な影響を受ける権利保有者（特に社会的に脆弱なグループを含む）とのエンゲージメントを通じて、ステークホルダーからの意見を反映させます。

### **第6章：関連する国際基準および現地法規制等**

#### ■ 国際基準

- パリ協定
- 国連ビジネスと人権に関する指導原則（UNGPs）
- OECD 責任ある企業行動のためのデューデリジェンス・ガイダンス

#### ■ 現地法規制

- EU CSDDD（EU Corporate Sustainability Due Diligence Directive）
- EU バッテリー規制（EU battery regulations）